

●地区会館・福祉センター使用料を改訂しました。（令和6年7月～）

【中央長沼会館】

	1時間当たり	
	午前8時30分から 午後9時まで	午後9時から 翌日午前8時30分まで
休養室	160	200
保育室	180	230
学習室	230	290
集会室	410	530

【舞鶴会館】

	1時間当たり	
	午前8時30分から 午後9時まで	午後9時から 翌日午前8時30分まで
休養室	50	60
保育室	50	60
学習室	70	90
集会室	110	140

【北長沼会館・南長沼会館】

	1時間当たり	
	午前8時30分から 午後9時まで	午後9時から 翌日午前8時30分まで
休養室	150	190
保育室	40	50
学習室	50	60
集会室	640	830

【西長沼会館】

	1時間当たり	
	午前8時30分から 午後9時まで	午後9時から 翌日午前8時30分まで
休養室	130	160
保育室	50	60
学習室	50	60
集会室	360	460

【北長沼福祉センター・南長沼福祉センター】

	1時間当たり	
	午前8時30分から 午後9時まで	午後9時から 翌日午前8時30分まで
研修室	30	30
図書室	30	30
娯楽室	100	130
調理室	30	30
遊戯室	360	460

【西部福祉センター・東部福祉センター】

	1時間当たり	
	午前8時30分から 午後9時まで	午後9時から 翌日午前8時30分まで
研修室	40	50
和室 (A)	70	90
和室 (B)	100	130
和室 (C)	30	30
集会室	380	490

備考

- 1 使用時間は午前8時30分から午後9時まで。休館日は1月1日から同月5日まで及び12月31日とします。
- 2 営利を目的として使用する場合は、当該使用料の10割を加算した額とする。
- 3 使用時間が1時間未満であるとき、又は当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した使用料を徴収する。
- 4 11月1日から翌年4月30日までの使用については、冬期加算として当該使用料の3割を加算した額とする。ただし、10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 5 午後9時から翌日午前8時30分までの使用については、早朝・深夜加算として当該使用料の3割を加算した額とする。ただし、10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てるものとする。

【問合せ・受付窓口】 役場国保年金係 住所:長沼町中央北1丁目1番1号 電話:76-8013